

2019年 (令和元年) **10月1日から**

3歳から5歳までの幼稚園、保育所などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

1. 幼稚園、保育所を利用する子供たち

【対象者・利用料】

1. 幼稚園、保育所を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの**利用料が無償化**されます。

①幼稚園については、月額上限25,700円です。(年額308,400円)

②無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※なお幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

③通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり**保護者の負担**になります。
ただし、**年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たち**については、**副食(おかず・おやつ等)の費用が免除**されます。

2. 0歳から2歳までの子供たちは、住民税非課税世帯を対象として**利用料が無償化**されます。

①さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※なお年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

・幼稚園、保育所に加え、事業所内保育、企業主導型保育事業等も同様に無償化の対象とされます。

2. 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

1. 無償化の対象となるためには、富良野市(お住まいの市町村)から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※原則、**通われている幼稚園を経由しての申請**となります。

「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、富良野市こども未来課にご確認ください。

2. 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、**日額450円×利用日数**
最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

3. 認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

1. 無償化の対象となるためには、富良野市(お住いの市町村)から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育所を利用できていない方が対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、富良野市こども未来課にご確認ください。

2. 3歳から5歳までの子供たちは**月額37,000円まで**
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは**月額42,000円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

1. 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(預かりのみ)を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、北海道に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

4. 児童発達支援施設等を利用する子どもたち

1. 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちも、**3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※新たな手続きは必要ありませんが、**利用者負担以外の費用は、引き続きお支払い**いただきます

5. 無償化の実施に伴う対象施設の「確認」について

1. 無償化に伴い給付対象施設から「確認申請」の受理・診査・公示が必要ですのでご協力をお願いします

※市は、施設運営に対する調査や不正等を行った施設への指導監督が義務づけられています

※7月中に申請書類を準備しますので、8月下旬までに申請手続きをお願いします

※今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。

※また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

問い合わせ先: 富良野市教育委員会教育部こども未来課

TEL: 0167-39-2223

MAIL: kodomo-ka@city.furano.hokkaido.jp